

2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会の設置について

平成26年10月15日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 . 地球環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会を置く。
- 2 . 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会は、2020年以降の温室効果ガスの削減目標やその達成のために実施すべき対策・施策に関する事項についての検討を行う。